

## 愛知万博 20周年記念事業実行委員会の解散について（案）

愛知万博 20周年記念事業実行委員会会則（以下「会則」という。）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり本実行委員会を解散する。また、解散に伴い、会則及び関係諸規程を廃止する。

### 1 解散の理由

愛知万博 20周年記念事業が終了し、会則第2条に規定する本実行委員会の目的を達成したため。

### 2 解散年月日

清算結了日

#### 今後のスケジュール

2026年2月下旬	監事監査
2026年3月上旬	第7回総会開催（書面開催）
	※2025（令和7）年度収支決算案について書面表決
2026年3月下旬	実行委員会解散（清算結了）

### 3 残余財産の処分

本実行委員会が解散するときに存する残余財産は、愛知県に帰属するものとする。また、残余財産のほか、現に本実行委員会が有する一切の権利及び義務は愛知県に引き継ぐものとする。

### 4 書類の引継ぎ

本実行委員会に係る書類については、愛知県政策企画局企画調整部企画課愛知万博 20周年記念事業推進室に引き継ぐものとする。

#### ＜参考＞愛知万博 20周年記念事業実行委員会会則（抜粋）

##### （目的）

第2条 実行委員会は、愛知万博開催から20周年を迎える2025（令和7）年に、会場地であった愛・地球博記念公園において「愛知万博 20周年記念事業」（以下「記念事業」という。）を実施することで、愛知万博の理念と成果の再認識・継承を図るとともに、愛知県の魅力を国内外に向けて発信することを目的とする。

##### （解散）

第20条 実行委員会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

##### （残余の財産）

第21条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処分する。